



人吉市公告第106号

一般競争入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び人吉市契約規則（昭和39年人吉市規則第4号）第11条の規定により次のとおり公告する。

令和7年9月5日

人吉市長 松岡 隼



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度国民健康保険特別調整交付金（結核・精神）申請に係る診療報酬明細書調査集計業務委託
- (2) 場 所 人吉市西間下町7-1 人吉市市民部市民課内
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月13日まで
- (4) 仕 様 別添 仕様書のとおり

2 担当部署

人吉市 市民部 市民課 国保年金係

電話 0966-22-2111 内線 1021

3 入札に参加する者の資格に関する事項

- (1) 過去2年の間において国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約の業務の実績を有する者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに地方自治法施行令第167条の4に該当しない者

4 参加申請の手続等

- (1) 一般競争入札参加資格申請書の入手方法

令和7年9月16日（火）から10月15日（水）までに、人吉市のホームページから入手又は市民部市民課国保年金係で交付（土・日・祝日を除く開庁日の8:30から17:00までの間）します。

- (2) 申請書類 ※(注)提出された申請書類は返却しません。

入札参加希望者は、次の書類を10月15日（水）17:00必着で、提出してください。郵送可。

ア 一般競争入札参加資格申請書

イ 商業登記簿謄本の写し（3か月以内の発行日のもの）

ウ 過去2年の間において国又は地方公共団体との同種の業務契約実績の経歴書

- (3) 資格審査・決定通知・入札関連様式の交付

上記アの一般競争入札参加申請書を市が審査の上、有資格者には「参加資格決定通知」「入札に関すること」「入札に必要な様式」を郵送します。同時に有資格者には電話連絡します。

5 入札等の日程

項 目	期 日 等	そ の 他
一般競争入札参加申請書 提出期限	令和7年10月15日（水） 17:00	提出先： 人吉市市民課国保年金係
参加資格決定通知	令和7年10月17日（金） 通知等の郵送及び電話	参加資格決定通知と入札に 必要な様式を郵送します。
仕様書等についての質問等 の期限	令和7年10月21日（火） 17:00	問合せ先： 人吉市市民課国保年金係
入札・開札	令和7年10月30日（木） 14:00	場所：人吉市役所 2階 202会議室

6 入札保証金に関する事項

入札に参加する者の資格に関する事項及び人吉市契約規則第14条の規定に該当する場合、入札保証金は免除します。

7 内訳書の提出

入札に当たっては、入札書に記載された金額の積算内訳を添付してください（様式は任意です）。

8 落札者の決定

- (1) 本件は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をしたものが2以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

9 無効入札に関する事項

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 記名、押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 2以上の意思表示をした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約保証金に関する事項

契約額の100分の10以上

令和 7 年度 国民健康保険特別調整交付金（結核・精神）申請に係る
診療報酬明細書調査集計業務 仕様書

委託業務については、本仕様書の定めるところによる。

1 委託業務名

令和 7 年度国民健康保険特別調整交付金（結核・精神）申請に係る
診療報酬明細書等調査集計業務委託

2 目 的

人吉市（以下「委託者」という。）は、受託者に、一般被保険者の令和 6 年
1 2 月診療分～令和 7 年 1 1 月診療分までの診療報酬明細書等から、国民健康
保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 3 8 年厚生省令第 1 0 号。
以下「省令」という。）に基づき、国民健康保険特別調整交付金（結核・精神）
の申請に係る診療報酬明細書調査集計及び申請関係諸表の作成を委託する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 3 日までとする。

4 委託業務の内容

（1）件数

委託対象となる診療報酬明細書等

約 14,000 枚（基準月：1 か月分）、約 154,000 枚（残月：1 1 か月分）

（2）点検内容

◎基準月（1 か月分）

基準月の診療報酬明細書等から結核性疾病及び精神病に係る分の抽出・点検等を行う。

ただし、結核性疾病及び精神病とは、原則、以下のとおりとする。

○結核性疾病＝社会保険表章用疾病分類表の疾病分類コード I（感染症
及び寄生虫症の結核

○精神病 ＝社会保険表章用疾病分類表の疾病分類コード V（精神及
び行動の障害に該当する疾病）

◎残月（1 1 か月分）

基準月分の抽出・点検等により、省令等の基準を満たすと判断した場合
には、残月分の診療報酬明細書等から基準月分と同様の業務を行う。

(3) 点検等結果の報告及び作業の中止

基準月分の抽出・点検等の結果及び申請の可否を報告する。

なお、基準月分の抽出・点検等の結果により、省令等の基準を満たさないと判断した場合には、残月分の抽出・点検等の作業は中止する。

(4) 申請関係諸表の作成

基準月の抽出・点検等の結果、省令等の基準を満たすと判断した場合には、全月分の抽出・点検等の終了後、省令等に基づく特別調整交付金の交付申請に必要な関係諸表の作成を行う。

(5) 年度途中での業務の完了及び委託料の請求

(2) に定める基準月分の抽出・点検等の結果、省令等の基準を満たさないと判断した場合には、当該年度の業務は完了したものとする。

その場合、委託料の請求は基準月分のみとし、残月分の請求には応じない。

(6) 中間報告等に関する対応

本件に関して国・県から年度途中で報告を求められた場合は、必要な関係諸表の作成を行う。

(7) その他

委託者が必要に応じ要請した場合、受託者は国の会計実地検査及び熊本県が実施する国民健康保険調整交付金変更申請（実績報告）ヒアリング時に立ち会うこととする。

5 委託料の算定

4で定める業務内容を基に算定することとし、基準月分の診療報酬明細書等の抽出・点検等に係る1か月分の単価及び残月分の診療報酬明細書等の抽出・点検等に係る11か月分の単価で算定する。

そのため、診療報酬明細書等の枚数変動による単価変更はしない。

また、プログラムの作成等その他の費用は受託者の負担とする。

6 個人情報保護

業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、関係諸法令を遵守することとし、委託契約締結時には、個人情報の取り扱いに関する注意事項等を取り交わすものとする。